

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会

小林市準備委員会

第 1 回宿泊・衛生専門委員会



日時：令和 6 年 8 月 23 日（金）11:00～12:00

会場：小林中央公民館会議室

つと 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会

第1回 宿泊・衛生専門委員会 会次第

日時：令和6年8月23日（金）11:00～12:00

会場：小林中央公民館会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 挨拶（準備委員会事務局：国スポ・障スポ推進室長）

4 委員及び事務局職員紹介

5 報告事項

- 報告第1号 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の概要について…………… P2
- 報告第2号 大会の開催に向けたスケジュールについて…………… P5
- 報告第3号 開催基本方針について…………… P6
- 報告第4号 専門委員会規程について…………… P8

6 議 事

- 議案第1号 宿泊基本計画（案）について…………… P12
- 議案第2号 医事、衛生基本計画（案）について…………… P13
- 議案第3号 医療救護要項（案）について…………… P14
- 議案第4号 防疫対策要項（案）について…………… P16
- 議案第5号 食品衛生対策要項（案）について…………… P17
- 議案第6号 環境衛生対策要項（案）について…………… P19

7 その他

- 宿泊・衛生専門委員会スケジュール…………… P24
- 宿泊・衛生専門委員会業務一覧…………… P25

8 閉 会

【参考資料】

- 準備委員会会則…………… P26
- 準備委員会委員名簿…………… P31
- 会場地市町村選定状況一覧…………… P34

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会
 宿泊・衛生専門委員会委員名簿

【委員長】 1名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
医療・福祉関係	一般社団法人西諸医師会	事務局次長	遊木 裕人

【副委員長】 2名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
国・県関係	宮崎県小林保健所	技術次長兼衛生環境課長	安藤 ゆかり
市関係	小林市健康福祉部健康推進課	課長	深見 順一

【委員】 11名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
宿泊・観光関係	小林市旅館・ホテル組合	組合長	湯田 近三
警備・消防関係	西諸広域行政事務組合消防本部	中央消防署署長	上杉 恒雄
	小林市消防団	団長	芝原 靖彦
	小林地区防犯協会	事務局長	小原 一水
医療・福祉関係	小林市歯科医師団	団長	小城 研二
	一般社団法人 にしもろ薬剤師会	会員	松山 盛士
学校関係	小林看護医療専門学校	専任教員	横手 理香
国・県関係	陸上自衛隊えびの駐屯地	司令業務室長	小野 利洋
市関係	小林市経済建設部商工観光課	課長	南正覚 宏志
	小林市市民生活部生活環境課	課長	金丸 浩二
	小林市健康福祉部	地域医療対策監	森岡 康志

【事務局職員】 5名

所属	役 職 名	氏 名
小林市教育委員会 国スポ・障スポ推進室 (小林市準備委員会事務局)	室長	古沢 博文
	主幹	楠元 いず美
	主査	中嶋 亮輔
	主任主事	森本 潤葵
	主事	山下 幹太

報告第1号

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の概要

1 大会概要

国民スポーツ大会（国スポ）は、広く国民の間にスポーツを普及しスポーツの精神を高揚して、国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的として、毎年開催されている国内最大の国民スポーツ祭典です。

全国障害者スポーツ大会（障スポ）は、障がい者が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として、毎年開催されている障がい者スポーツの全国的な祭典です。

※国民体育大会は、令和6年に佐賀県で開催される第78回大会以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称も国体から国スポ（こくすぽ）となります。

2 開催年、大会名称、愛称、スローガン、マスコット

開催年 令和9年（2027年）
大会名称 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
愛称 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
スローガン ^{つむ} 紡ぐ感動 神話となれ
マスコット みやざき犬



^{つむ} 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会

3 主催

国民スポーツ大会

大会 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県
各競技会 日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村

全国障害者スポーツ大会

公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県
市町村、その他の関係団体

4 大会の開催時期等

国民スポーツ大会（開催基準要項）

開催時期：令和9年9月26日～10月6日

全国障害者スポーツ大会（開催基準要綱）

開催時期：原則として国スポの直後 開催期間：3日間

※全国障害者スポーツ大会は令和6年8月に決定予定

5 実施予定競技（宮崎県）

<国民スポーツ大会>

正式競技（37競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

特別競技（1競技）

高等学校野球（硬式および軟式）

公開競技（7競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

デモンストレーションスポーツ

県内に居住している者を対象として実施する競技（※大会ごとに種目を決定）

例：ラジオ体操、少林寺拳法、ウォーキング、サーフィン等

報告第1号

<全国障害者スポーツ大会>

正式競技 (14 競技)

個人競技

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ

団体競技

バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グラウンドソフトボール、フットソフトボール、バレーボール、サッカー

※令和4年4月から、フットベースボールはフットソフトボールに名称変更

オープン競技

広く障がい者スポーツを普及する観点から有効と認められる競技

(※大会ごとに種目を決定)

ふうせんバレーボール、卓球バレー、パラトライアスロン等

6 実施競技 (小林市)

(1) 実施競技

【小林市実施競技】



バレーボール

(6人制)

【少年女子】



体操

(トランポリン)

【全種別】



ウエイト

リフティング

【全種別】



カヌー

(スプリント)

【全種別】



バレーボール

【精神障害】



ソフト

バレーボール

【デモスポ】

(2) 開催場所

健幸のまちづくり拠点施設 (仮称)	バレーボール (6人制) 【少年女子】 体操 (トランポリン) 【全種別】 バレーボール 【精神障害】 ソフトバレーボール 【デモスポ】
小林市文化会館	ウエイトリフティング 【全種別】
(仮称) 小野湖特設カヌー競技場	カヌー (スプリント) 【全種別】

報告第2号

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催に向けたスケジュール

年度	主要日程	小林市準備(実行)委員会	小林市
平成27年度 (2015年) 【12年前】	開催要望書提出(県) ↓ 開催内々定		
平成30年度 (2018年) 【9年前】	会場地市町村選定		
令和元年度 (2019年) 【8年前】			
令和2年度 (2020年) 【7年前】			
令和3年度 (2021年) 【6年前】	中央競技団体正規視察		
令和4年度 (2022年) 【5年前】	開催内定	設立発起人会	
令和5年度 (2023年) 【4年前】		準備委員会設立・第1回総会(準備委員会事務局)	
令和6年度 (2024年) 【3年前】	会場地総合視察(日スポ協・文科省) ↓ 開催決定	常任委員会開催 ↓ 専門委員会開催 ↓ 総会・各委員会 随時開催 ↓ 実行委員会発足(実行委員会事務局)	国スポ・障スポ推進室設置(R6.4.1) ↓ 庁内推進本部設置
令和7年度 (2025年) 【2年前】		総会・各委員会 随時開催	実施本部設置
令和8年度 (2026年) 【1年前】		国スポリハーサル大会開催・中央競技団体第2次視察	
令和9年度 (2027年) 【開催年】		デモンストラーションスポーツ大会開催(ソフトバレーボール)	
		第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催	
		実行委員会解散	

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

小林市開催基本方針

1 基本方針

本市は、高校の競技力が全国レベルにある強みを生かし、小中高連携による競技力向上の取組や各種大会の開催、合宿の誘致を積極的に行い「スポーツのまち小林」を広くPRする施策を進めております。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会（以下、「両大会」という。）の開催により、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツを通じた市民の健康増進や生きがいづくりに大きく寄与するとともに、本市が目指す「健幸のまちづくり」に貢献します。

また、両大会は、本市の多彩な魅力を発信する絶好の機会であり、本市の都市像である「みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかここ小林市」の実現に向けて、市民・関係団体・企業・行政などが相互に連携を深め、小林の総力を結集する大会を目指します。

2 実施目標

(1) 地域スポーツの活性化と健幸のまちづくり実現に向けた大会

大会開催を契機とし、地域における健康増進や生きがいづくりなど、本市におけるスポーツの推進を一層図り、また、子どもたちが、大会を通じてスポーツに親しみをもち、「健幸のまちづくり」を具現化できる大会を目指します。

(2) オール小林でつくり・はぐくみ・自ら参加する大会

市民が、大会に「参加（する）」、「応援（みる）」、「絆（ささえる）」など、性別、年齢、障がいの有無等に関係なく、様々な関わりを持つことで、開催機運を盛り上げる市民総参加型の大会を目指します。

(3) スポーツのまちとして更なる飛躍につなげる大会

大会を契機として、全国・九州規模の大会や、プロ・実業団・大学といったトップアスリートの合宿誘致を推進するとともに、市民のスポーツや生きがいづくりに対する意欲や関心を高め、「スポーツのまち」として更なる飛躍につなげる大会を目指します。

(4) 小林市の魅力を発信する大会

本市は、雄大な霧島連山や清らかな湧水などに恵まれた自然環境、日本一の宮崎牛をはじめとする農畜産物、人情味あふれる人々、地域性に富んだ多様な文化に育まれたまちであり、このような多彩な魅力を全国に発信する大会を目指します。

国スポ・障スポ オール小林 推進体制

小林市開催基本方針

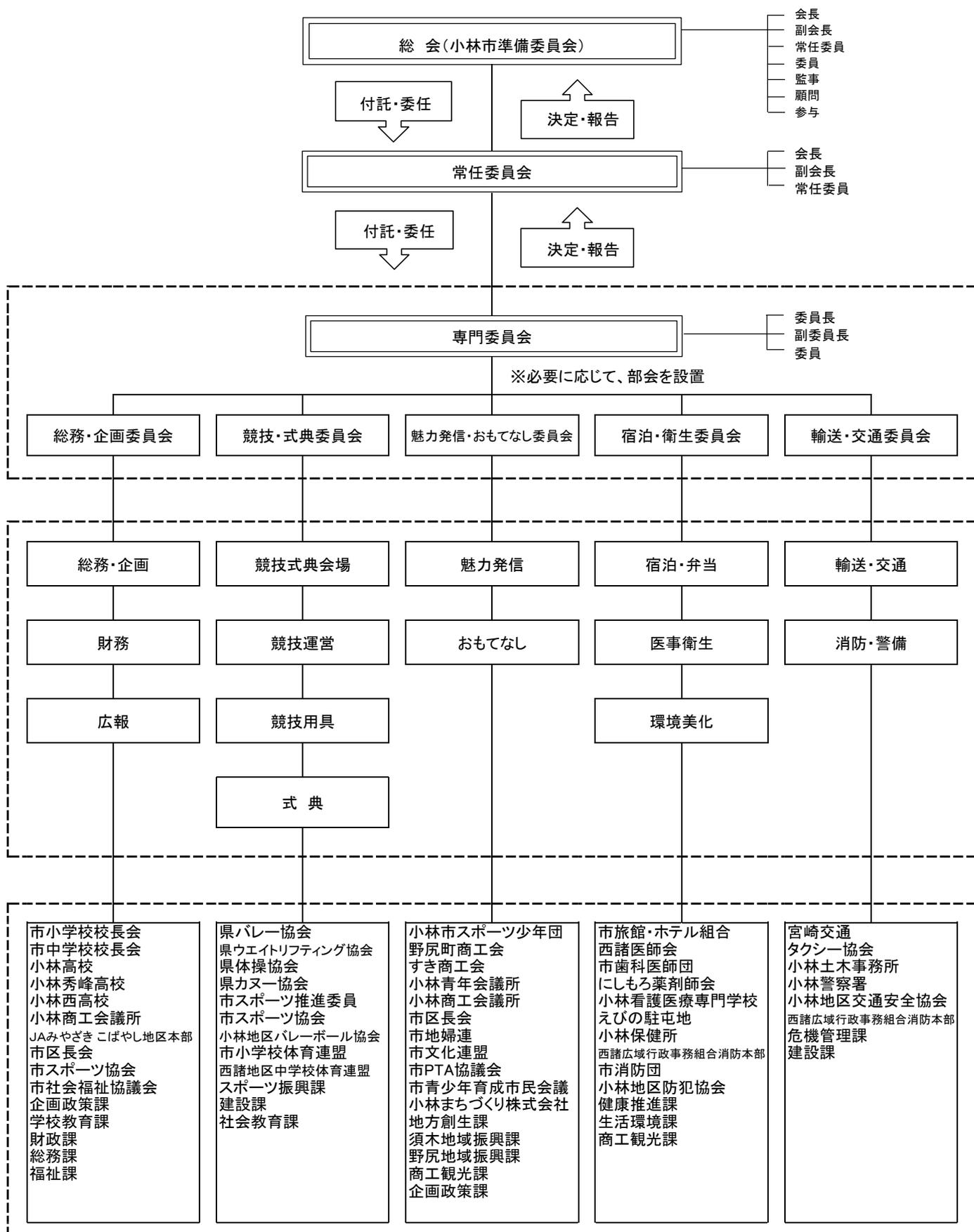


目標達成のために準備委員会を組織



オール小林の体制で
大会の成功とスポーツを通じた地域活性化へ！

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会組織図



報告第4号

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会会則第13条第3項の規程に基づき、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、専門委員会委員のうちから、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会会長（以下「会長」という。）が定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 専門委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開会し議決することはできない。ただし、委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席し、代理権を行使することができる。

報告第4号

- 3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 前3項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めたときは、書面により、専門委員会を開会することができる。この場合において、賛否を表明した委員を出席委員とみなす。

(部会)

第5条 専門委員会は、必要があると認めるときは、部会を設置し、専門的事項について調査、研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 部会は、委員長が指名した委員をもって構成する。
- 3 部長は、委員長が指名する者をもって充て、部会を総括する。
- 4 前条の規定は、部会について準用する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、各専門委員会委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年5月20日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、専門委員会の最初の会議は、会長が招集する。

報告第4号

別表（第2条関係）

専門委員会名称	付託事項	委任事項
総務・企画専門委員会	1 総務・企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技・式典専門委員会	1 競技・式典会場に関すること。 2 競技運営に関すること。 3 競技用具に関すること。 4 式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
魅力発信・おもてなし専門委員会	1 魅力発信に関すること。 2 おもてなしに関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊・衛生専門委員会	1 宿泊・弁当に関すること。 2 医療衛生に関すること。 3 環境美化に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送・交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 消防・警備に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

議案第1号

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 小林市宿泊基本計画（案）

1 目的

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」の開催にあたり、大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者等」という。）をおもてなしの心で温かくお迎えし、宿泊施設等との連携により、大会参加者が最良のコンディションで十分に活躍できるよう、「小林市開催推進総合計画」に基づき、安全で快適な宿舎の確保を図り、受入れ体制に万全を期することを目的とする。

2 内容

(1) 宿舎

- ア 大会参加者等の宿舎は、原則として市内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）とする。
- イ 上記アに規定する市内の旅館のみで大会参加者等を収容することが困難な場合は、関係機関等と連携の上、公共施設や近隣市町の旅館等を利用する。
- ウ 風紀上、衛生上または安全対策上支障があると認められる施設は、宿舎として利用しない。

(2) 配宿

- ア 選手、監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意する。
- イ 選手及び監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して割り当てる。
- ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手及び監督とは別にする。
- エ 大会参加者等を、近隣市町の宿舎に配宿する場合は、県と協議して行う。

(3) 宿泊料金

大会参加者等の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者等に提供する食事は、衛生的で栄養バランスに配慮するとともに、本市の多彩で新鮮な食材を使った郷土色豊かなものとする。

議案第2号

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 小林市医事、衛生基本計画（案）

1 目的

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」の開催にあたり、大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者等」という。）並びに一般観覧者の医事・衛生について、関係機関等の協力を得ながら、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備を行うことを目的とする。

2 内容

(1) 医療救護

大会参加者等及び一般観覧者の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生及びまん延を防止するため、関係機関等の協力を得て、防疫体制を整える。

(3) 食品衛生

大会参加者等の職の安心・安全を確保するため、関係機関等の協力を得て、食品衛生に関する意識の向上を図り、食中毒の発生の予防に努める。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舍及び競技会場等における環境衛生の取組を推進する。

議案第3号

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 小林市医療救護要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市医事・衛生基本計画」に基づき、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会（以下「準備委員会」という。）は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

（2）人員配置

救護所には、必要に応じて、医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

（3）その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

（1）救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

（2）練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

議案第3号

(3) 宿舎における医療救護

宿舎において、大会参加者等に傷病者が発生した場合は、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡する。また、準備委員会は、宿泊提供者に対し、傷病者が発生した場合に迅速に対応できるよう、パンフレットや各種通知により、医療救護体制についての周知に努める。

(4) 大会関連イベント等における医療救護

本市主催の大会関連イベント等の開催に関して、必要に応じて、医療救護を実施する。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関と協議して定める。

5 医療費

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定める。

議案第4号

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 小林市防疫対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市医事・衛生基本計画」に基づき、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、防疫対策を実施する。

3 防疫対策

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生及びまん延を防止するため、市民及び大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組を奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合に、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し、大会参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）の措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて必要な措置を講じる。

4 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、防疫対策について必要な事項は、別に定める。

議案第5号

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 小林市食品衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市医事・衛生基本計画」に基づき、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会（以下「準備委員会」という。）は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

（1）食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民、大会参加者等に、食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上を図る。

（2）食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関等の協力を得て、弁当調製施設、宿泊施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して、食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上に努める。

（3）健康管理等

食品関係事業者に対し、食中毒の発生防止を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査を励行するよう指導する。

①対象者

- （ア）大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- （イ）大会参加者等に昼食（弁当含む。）を提供する食品関係従事者
- （ウ）競技会場において食品を提供する売店の従事者
- （エ）その他準備委員会が必要と認めた者

②病原体保有者に対する対策

健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、必要な措置を講じ

る。

(4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。

議案第 6 号

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 小林市環境衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市医事・衛生基本計画」に基づき、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

（1）環境衛生に対する意識の向上

市民、大会参加者等に、環境衛生に関する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

（2）会場の環境美化

競技会会場及び練習会場等（以下「会場」という。）の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

（3）生活環境の美化

会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等の不法投棄の防止に向けた啓発に努める。

（4）廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については、適切な処理を行う。

（5）宿舎の衛生対策

宿舎の管理者と連携し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎

議案第 6 号

及びその周辺の環境衛生管理が適切に実施できるよう強化を図る。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、大会参加者等が利用する施設等の維持管理の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 衛生害虫等の対策

ねずみ、衛生害虫等の発生防止対策の啓発に努めるとともに、必要に応じて予防及び駆除による衛生的な環境の確保を図る。

(8) 動物の適正管理

会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬、猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第 28 条第 13 号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に例外的に喫煙所を設置することができる。

4 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。

参考資料（議案第 1 号関係）

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会

小林市開催推進総合計画

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）の成功に向け、市民・関係団体・企業・行政が支え合い、小林の総力を結集し、オール小林で、来訪者を心のこもったおもてなしでお迎えし、本市の魅力あふれる大会を目指し、小林市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

（1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）と緊密に連携し、両大会を一過性のものとせず、大会前、大会中、そして大会後を見据え、本市の都市像である「みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ小林市」の実現につながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（2）財務

関係機関等との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

（3）広報

両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、デジタル技術を積極的に活用し、効果的な広報活動を展開するとともに、参加した選手をはじめ、両大会に関わった人々を通じて、小林市の自然や産業、文化などの多彩な魅力を全国に向けて発信する。

参考資料（議案第1号関係）

（4）市民運動

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加する気運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げていくことにより、両大会終了後も地域活性化の推進につなげる。

（5）観光・接伴

全国から訪れる選手、監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、歴史、文化、自然、食など本市の多彩な魅力を広く紹介、また訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

（6）競技

関係機関等と緊密に連携し、円滑で効率的な運営を行うものとする。

（7）式典

関係機関等と十分に協議し、創意工夫を凝らし、本市の特色を生かした温かみのある式典とする。

（8）施設

国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、両大会開催後の利活用にも配慮した整備に努める。

参考資料（議案第1号関係）

（9）宿泊

選手、監督をはじめ大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等の関係機関等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受入れ体制の確立を図る。

（10）医事・衛生

両大会に関わるすべての方々が、清潔かつ快適な環境のもとで、十分な活躍と観覧ができるよう、関係機関等の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制を確立する。

（11）輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関等との連携により、安心・安全かつ効率的な輸送手段の確保に努める。併せて、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

（12）消防・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防、警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防・警備体制の確立を図る。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
 小林市準備（実行）委員会
 宿泊・衛生専門委員会スケジュール

年度	準備（実行）委員会内容	備考
令和 6 年度 (開催 3 年前)	○第 1 回常任委員会 (5/20) ○専門委員会審議内容 ・ 宿泊基本計画 (案) の審議 ・ 医事、衛生基本計画 (案) の審議 ・ 医療救護要項 (案) の審議 ・ 防疫対策要項 (案) の審議 ・ 食品衛生対策要項 (案) の審議 ・ 環境衛生対策要項 (案) の審議 ○第 2 回総会 (11 月)	第 2 回総会にて実行委員会に改組
令和 7 年度 (開催 2 年前)	○第 2 回常任委員会 (未定) ○専門委員会審議内容 ・ リハ大会宿泊実施要項 (案) の審議 ・ リハ大会救護所設置計画 (案) の審議 ・ 大会弁当調達要項 (案) の審議 ・ 医療救護実施マニュアル (案) の審議 ・ 防疫対策実施マニュアル (案) の審議 ・ 食品衛生対策実施マニュアル (案) の審議 ・ 環境衛生対策実施マニュアル (案) の審議 ○第 3 回総会	
令和 8 年度 (開催 1 年前)	○第 3 回常任委員会 (未定) ○専門委員会審議内容 ・ 救護所設置計画 (案) の審議 ○第 4 回総会	・ リハ大会弁当調達実施 ・ リハ大会救護所設置
令和 9 年度 (開催年)		・ 宿泊本部設置 ・ 大会配宿実施 ・ 大会弁当調達実施 ・ 救護本部・救護所設置

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会
 宿泊・衛生専門委員会業務一覧

(1) 宿泊・弁当関係

No.	事項	内容
1	宿泊施設等実態調査	①県準備（実行）委員会が行う宿泊施設等実態調査の実施及び報告 ②宿泊施設台帳の作成 ③宿舍案内図、標識、表示板、料金表等の作成及び配布
2	宿泊・配宿計画等	①宿泊基本計画の策定 ②広域配宿の市町村との連絡調整 ③県準備（実行）委員会が行う宿泊への協力 ④配宿施設名簿の作成
3	民泊	①民泊の検討 ②民泊協力者の調査及び連絡調整
4	標準献立	①標準献立説明会の開催
5	国スポ弁当	①弁当調達要項の策定 ②弁当の調達及び斡旋
6	その他	①宿泊・弁当関係に関すること

(2) 医療衛生関係

No.	事項	内容
1	医療衛生	①医事、衛生基本計画の策定
2	医療救護	①医療救護要項等の策定 ②医療機関との連絡調整 ③競技会場、練習会場における救護所の設置及び救急車の配置並びに救護の実施 ④県準備（実行）委員会が行う大会旗、炬火リレーにおける救護の協力
3	食品衛生	①食品衛生の監視指導の協力 ②食品衛生説明会の開催 ③食品衛生思想の普及・啓発
4	予防・防疫	①宿泊施設及び食品営業関係者等への予防・防疫の普及・啓発
5	その他	①医療衛生関係に関すること

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 小林市準備委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会において、小林市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 小林市を代表する者
- (2) 小林市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 準備委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員

(4) 監事

(役員を選任)

第6条 会長は、小林市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第8項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

- 第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。
- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
 - 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
 - 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
 - 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
 - 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
 - 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会の委員は、市議会、競技団体、経済団体等をもって構成する。
- 2 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって充てる。
 - 3 委員長は、会長をもって充てる。
 - 4 副委員長は、副会長をもって充てる。
 - 5 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 6 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
 - 7 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
 - 8 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 9 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

- 10 常任委員会は、第8項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、小林市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年7月26日から施行する。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
令和6年度 小林市準備委員会委員・役員名簿

【会長】 1名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
市関係	小林市	市長	宮原 義久

【副会長】 4名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
市議会関係	小林市議会	議長	吉藤 洋子
スポーツ関係	小林市スポーツ協会	会長	安田 昭一
市関係	小林市	副市長	鶴水 義広
	小林市教育委員会	教育長	大山 和彦

【常任委員】 28名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
市議会関係	小林市議会	副議長	鎌田 豊数
県競技団体	宮崎県バレーボール協会	理事長	中馬 義郎
	宮崎県ウエイトリフティング協会	会長	福島 博明
	宮崎県体操協会	会長	海老原 郷士
	宮崎県カヌー協会	会長	中馬 光久
スポーツ関係	小林市スポーツ推進委員協議会	会長	山之内 茂文
学校関係	小林市小学校長会	会長	吉井 秀一
	小林市中学校長会	会長	肝付 正籍
	宮崎県立学校長協会西諸県地区	理事	黒木 篤
産業・経済関係	小林商工会議所	会頭	税所 篤朗
	宮崎県農業協同組合 こばやし地区本部	常務理事	瀬崎 博志
通信・運輸関係	宮崎交通株式会社小林営業所	所長	頼本 健一郎
宿泊・観光関係	小林市旅館・ホテル組合	組合長	湯田 近三
	小林まちづくり株式会社	統括部長	木村 洋文
医療・福祉関係	一般社団法人西諸医師会	会長	内村 大介
	小林市社会福祉協議会	会長	吉丸 政志
	小林市障害者福祉連絡協議会	会長	吉田 耕二
社会団体関係	小林市区長会	会長	橋ノ口 孝一
県関係	小林警察署	署長	中武 泰博
警備・消防関係	西諸広域行政事務組合消防本部	消防長	鬼川 雄治
市関係	小林市総務部	部長	安楽 究
	小林市総合政策部	部長	牧田 純子
	小林市経済建設部	部長	高野 憲一
	小林市市民生活部	部長	鷗野 裕一
	小林市健康福祉部	部長	富満 聖子
	小林市教育部	部長	松元 公孝
	小林市須木総合支所	支所長	藤崎 浩一
	小林市野尻総合支所	支所長	一色 俊一郎

【監事】 2名

区 分	機関・団体名	役 職 名	氏 名
市関係	小林市	会計管理者	山口 恭史
	小林市	監査委員事務局長	園田 恵津子

【委員】36名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
国・県関係	陸上自衛隊えびの駐屯地	司令	大江 良治
	宮崎県小林保健所	所長	和田 陽市
	小林土木事務所	所長	戸田 正人
	西諸県農林振興局	局長	林田 宏昭
スポーツ関係	小林地区バレーボール協会	会長	相星 正人
	宮崎県体操協会	理事	米原 雄一郎
	小林市小学校体育連盟	会長	大木場 俊弘
	西諸地区中学校体育連盟	副会長	田中 美津枝
	小林市スポーツ少年団	本部長	山川 和彦
産業・経済関係	小林地区建設業協会	会長	河野 与一
	野尻町商工会	会長	淵上 鉄一
	すき商工会	会長	平川 春義
	一般社団法人 小林青年会議所	理事長	内田 遼
医療・福祉関係	小林市友愛クラブ連合会	保健体育部長	加藤 宣夫
	小林市あかつき福祉協会	会長	早田 孝信
	西諸地域精神保健福祉協議会	会長	出井 知博
	小林市知的障害者育成会	代表	小田 恭子
	小林市歯科医師団	団長	小城 研二
	一般社団法人にしもろ薬剤師会	会長	平嶺 秀一
警備・消防関係	小林市消防団	団長	芝原 靖彦
	小林地区交通安全協会	会長	内 一幸
	小林地区防犯協会	事務局長	小原 一水
通信・運輸関係	日本郵便株式会社小林郵便局	局長	岡本 光史
	西日本電信電話株式会社宮崎支店	支店長	横奥 宏明
	宮崎県タクシー協会小林支部	支部長	後口 昌賢
	グリーンシティこばやし株式会社	代表取締役	前田 喜輝
	九州電力株式会社都城営業所	所長	横山 隆
学校関係	小林西高等学校	校長	竹元 和寛
	小林看護医療専門学校	副校長	深見 信子
	宮崎県立小林高等学校	校長	黒木 篤
	宮崎県立小林秀峰高等学校	校長	岩切 正義
	宮崎県立小林こすもす支援学校	校長	森永 英津子
社会団体	小林市地域婦人連絡協議会	会長	上原 裕子
	小林市文化連盟	会長	園村 正晴
	小林市PTA協議会	会長	吉藤 勇生
	小林市青少年育成市民会議	事務局長	久保田 恭史

【顧問】12名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
国会議員	衆議院	議員	古川 禎久
	参議院	議員	長峯 誠
	参議院	議員	松下 新平
県議会議員	宮崎県議会	議員	丸山 裕次郎
	宮崎県議会	議員	下沖 篤史

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
市議会議員	小林市議会総務文教委員会	委員長	押領司 剛
	小林市議会市民厚生委員会	委員長	有木 将吾
	小林市議会経済産業委員会	委員長	舞田 重治
教委関係	小林市教育委員会	教育長職務代理者	大部 蘭 智子
	小林市教育委員会	教育委員	廣崎 真美
	小林市教育委員会	教育委員	永井 良雄
	小林市教育委員会	教育委員	園田 貞哉

【参与】8名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
報道関係	宮崎日日新聞社小林支局	支局長	成田 和実
	南日本新聞社都城支局	総局長	深野 修司
	読売新聞宮崎支局都城通信部	記者	木村 歩
	毎日新聞社宮崎支局	記者	下 蘭 和仁
	時事通信社宮崎支局	支局長	前田 憲之
	NHK宮崎放送局	記者	福島 雅博
	MRT報道部	記者	淵 雅頭
	テレビ宮崎	主任	又川 岳人

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定状況一覧【市町村別】

国民スポーツ大会

- …正式競技(37)、特別競技(1)
- …公開競技(7)
- ◆ …デモンストレーションスポーツ(37)

- ・成男=成年男子
- ・成女=成年女子
- ・少男=少年男子
- ・少女=少年女子
- ・身=身体障がい者が出場できる競技
- ・知=知的障がい者が出場できる競技
- ・精=精神障がい者が出場できる競技

全国障害者スポーツ大会

- …正式競技(14)

